

第 2 節 公物管理補助業務

第 8 項 特殊車両事務業務

・積算資料	4 - 2 0 7
-------------	-----------

交通対策課

特殊車両事務業務

積算資料

特殊車両事務業務積算資料

1. 適用範囲

この積算資料は、道路許認可審査・適正指導業務積算基準の内道路法第47条の2第1項・47条の14第1項に関する業務（特殊車両通行許可及び指導取締）に関する業務を委託する場合に適用するものとする。

2. 業務委託料

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「2. 業務委託料」による。

3. 業務委託料の積算

1) 業務委託料の積算方式

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「3. 業務委託料の積算（1）業務委託料の積算」による。

2) 各構成費目の算定

イ. 直接人件費

（イ）特殊車両事務

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「3. 業務委託料の積算（2）各構成費目の算定 イ 直接原価（イ）直接人件費」による。

また、超過業務標準時間相当額については計上しない。

（ロ）特殊車両指導取締

特殊車両の指導取締り等に要する費用として次のとおり計上する。

① 標準班構成は表－1を標準とする。

② 1回当たりの所要時間は取締、事前・事後打合せ、準備及び後片付け、出発基地～取締基地間の移動に要する時間を計上するものとし、実態に応じて積算するものとする。尚、事前・事後打合せとは、取締開始前及び終了後に担当技術者全員によるミーティングに要する費用である。

又、事前・事後打合せ時間、準備及び後片付け時間は、1時間/回を標準とする。

③ 指導取締の設計表示単位は日（小数第二位止、第三位四捨五入）単位で計上するものとし、次式で計算する。

指導取締（日/回）＝（取締時間＋事前・事後打合せ時間＋準備及び後片付け時間＋移動時間）／8時間

④ 深夜時間帯（22－5時）の中で取締を計画する時は下記により算定した深夜手当を加算する。

加算額＝基準日額×1／8×A×B 但し、A：125／100

B：基本給構成比

表－１ 標準班構成

業 務 内 容	技 師（Ｂ）	技 術 員
現 地 指 揮 監 督	1	
車 両 選 定		1
車 両 の 誘 導		1
重 量 計 測		1
寸 法 計 測		2
数値記録、確認・写真撮影		1
整 合 確 認 ・ 資 料 作 成		1
合 計	1	7

注１）本表は取締における標準的な班構成を示したものであり、積算に当たっては当局職員の出勤人数、車両重量計の有無、基地の広さ、対象道路の規制方法、交通量及び車線数、特殊車両の通行台数等を勘案して班構成を増減するものとする。

（ハ）業務計画・指揮監督・業務打合せ

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「３．業務委託料の積算（２）各構成費目の算定 イ 直接原価（イ）直接人件費（ii）打合せ、指揮監督等」による。

ただし、特殊車両指導取締に関する業務管理者の直接人件費については下記による。

特殊車両指導取締単独発注の場合の業務打合せは業務着手時、指導取締前、成果品納入時とし、１ヶ月に１回を上限として計上する。ただし、成果品納入月に取締りを実施する場合は２回／月を上限とする。

ロ．直接経費

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「３．業務委託料の積算（２）各構成費目の算定 イ 直接原価（ロ）直接経費」による。

事務用品費及び旅費・交通費を計上することとし、次の(a)、(b)より算出する。

（a）事務用品費

特殊車両事務に関する事務用品費は、業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上するものとする。

特殊車両指導取締に関する事務用品費は、車両重量計、連絡用無線機は官側の備品を使用するものとし、これ以外の指導取締用機器等の経費を特殊車両指導取締に関わる直接人件費（業務打合せ・指揮監督を除く）の「特殊車両指導取締」の雑品及び雑機械相当として 0.5%を計上する。計測等器具費は端数を千円単位に切り捨てするものとする。

（b）旅費・交通費

業務打合せに関する旅費・交通費は、道路許認可審査・適正指導業務積算基準「３．業務委託料の積算（２）各構成費目の算定イ直接原価（ロ）直接経費 b 旅費交通費」により積算するものとする。

(c) 業務用自動車損料、燃料費、及び運転手賃金等

特殊車両指導取締に従事する担当技術者等が勤務のため出発基地と取締基地の間を往復する費用は、次のとおり積算する。

① 出発基地と取締基地間を往復する交通手段は、原則として自動車（マイクロバス15人乗り）によるものとする。

尚、運行速度は30km/hを標準とし、実態に応じて積算するものとする。又、運転労務費は業務従事者が直接運転するものとして計上しない。

② 「出発基地」は原則として最寄りの市役所等とする。尚、実施可能な会社等の所在地から勘案して不相当と判断される場合は別途考慮する。

③ 燃料費及び運転時間当たり損料は当該時間、共用日あたり損料は1日分を計上する。

④ 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものとする。

⑤ 人数が5人以下の場合は、5人乗りライトバン（1500CC）とする。

ハ. その他原価

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「3. 業務委託料の積算（2）各構成費目の算定 ロ その他原価」による。

ニ. 一般管理費等

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「3. 業務委託料の積算（2）各構成費目の算定 ハ 一般管理費等」による。

3) 変更の取扱い

道路許認可審査・適正指導業務積算基準「4. その他（1）変更の取扱い」による。